

# 西宮市優良事業所顕彰要綱

## （目的）

第1条 「西宮市優良事業所顕彰」（以下「顕彰」という）は、優れた技術力・研究開発力や技術の応用力を有する事業所を顕彰することにより、企業活動を応援し、もって市内産業の振興を促進することを目的とする。

## （定義）

第2条 この要綱において、事業所とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する中小企業者であって、会社をいう。

## （顕彰の基準）

第3条 顕彰は、西宮市内に本社を有する事業所で、事業活動において、特に優れた技術力・研究開発力や技術の応用力を有するもの、または、優れた技術力等により生産される製品・サービスを有するものに対して行う。

2 顕彰対象者の代表者及び役員、並びに業務に従事する者は、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこととする。

## （被顕彰者の選定）

第4条 被顕彰者は、応募があったものの中から、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市産業振興審議会において別に定める西宮市産業振興審議会要綱（平成24年西宮市条例第67号）第2条第2号に規定する、ものづくり部会（以下「部会」という。）の審査に基づき、市長が決定する。

2 顕彰は、同一事業所について1回に限るものとする。

3 受賞が決定した被顕彰者について、市長が後日それを不相当と判断したときは、受賞を取り消すことができる。

## （第三者の出席等）

第5条 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。また、その審査を補完するため、専門知識を有する者に実地調査を行わせることができる。

## （顕彰の時期等）

第6条 顕彰の日時及び方法は市長が定める。

## （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、顕彰について必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成19年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 2 0 年 6 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 2 3 年 8 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 2 4 年 7 月 2 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 2 5 年 7 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 2 5 年 8 月 1 日から実施する。